

# 軽減税率制度に対応するため、 次の事項をチェックしてみましょう!!

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方々は準備が必要となりますので、次の項目を参考に yourself でご確認ください。



## ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）
- 事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

## ステップ2 対応が必要な事項の把握と準備の開始

- 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式への対応
- 会計システム等の導入・改修・入替え
- 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修及び受発注システムの改修・入替え（「軽減税率対策補助金」の活用の検討）
- 軽減税率対策補助金の交付申請手続き（一部ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。）

## ステップ3 売上・仕入商品の税率区分

- 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認

## ステップ4 業務手順の見直しやレジ・システムの操作確認

- 日々の商品管理や販売管理方法の見直し（商品マスタの見直し）
- 税率区分に応じた経理処理の見直し（経理処理マニュアルの整備）
- 納品書や請求書などの帳票の見直し（取引先との連絡・調整）
- 買換え又は改修したレジ・受発注システムの操作確認

## ステップ5 制度の実施に向けた本格的な準備

- 商品ごとの税率区分等をシステムに登録（商品マスタの整備）
- 値札の付け替え、価格表示の変更準備
- 従業員への研修（説明会等への参加）、店頭などでの消費者向けの周知（店頭ポスターなど）

### 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。  
【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>）をご覧ください。

軽減税率制度の特設サイトへは

国税庁 軽減税率

検索

又は

最新の軽減税率制度の説明会の開催日程については、こちらのQRコードからアクセスすることができます。





いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会

# ほうじん本郷

税務ニュース

No. 483

平成30年11月号

<http://www.hongohojin.or.jp/>

## 【目次】

インタビュー —— 2~3  
(蝶名林守署長/磯部修一副署長)

税務署だより —— 4~5

都税事務所だより —— 5

法人会の活動 —— 6~7

老舗探訪(Ⅱ)ゆしまの小林 —— 8~9

軽減税率制度への対応には  
準備が必要です。 —— 10~12

事務局だより —— 11



東大構内のイチョウで遊ぶ子供たち

撮影/ 鵜野真理子

# Interview

蝶名林 守 新署長インタビュー

## ×「人との出会い、 縁を大切に」

秋雨と台風の狭間、爽やかに晴れた9月28日午前10時、7月に赴任された蝶名林守新署長のインタビューを、松下委員長、森田副委員長及び鶴野委員と共にさせていただきました。いつものように最初は皆さん緊張気味でしたが、すぐに和やかなインタビューとなりました。

**Q**ご着任から3か月、本郷地域の印象はいかがですか？

**署長**：新潟県三条から高校卒業と同時に上京し、独身時代は猿楽町の独身寮に住んでおりましたが、本郷方面にはあまり足をむけたことがありませんでした。しかしながら、当地に赴任してみると、下町の情緒を残しつつも、さすがにメディカルタウン、企業も人も皆さん品がある。「文教」の街であることを実感するとともに、この地で勤務できることに大変感謝しております。

**Q**前任地でのお仕事は？

**署長**：滋賀県彦根署で1年間署長をしておりました。その前は、国税庁長官官房人事課で8年間勤務しておりました。

前任地の彦根市は彦根城が近いこともあり映画の撮影があちこちでされていました。

**Q**税務の仕事に携われるようになったきっかけは？

**署長**：高校のサッカー部の先輩が税務の道に進んでいたのがきっかけになりました。

今思えば、大変良かったと思っています。

**Q**ご家族は？

**署長**：妻と子供3人です。長女は結婚しており次女は大学4年生、長男は高校3年生です。

妻は大森出身です。25才で結婚しました。今は池上本門寺の近くに住んでいて、大森から通勤しています。



本郷税務署  
蝶名林 守 新署長

**Q**ご趣味は？

**署長**：スポーツ鑑賞とゴルフをたまに行うことです。

**Q**好きな食べ物、お酒は？

**署長**：やはり和食が好きです。

お酒は、嗜む程度ですが新潟出身のためか日本酒が好きです。

**Q**本郷法人会に希望される事は？

**署長**：加藤会長様はじめ会員の皆様方の税務行政に関して深いご理解と多大なる協力を賜っており感謝申し上げます。地域密着型の活動をされ、研修会の開催や社会貢献活動など幅広い事業活動をされていることを大変嬉しく思っており、今後も継続して頂きたいと思っています。

会員増強にも出来る限り協力させていただきますので宜しくお願い致します。

**Q**座右の銘など御座いましたらお聞かせください。

**署長**：継続は力なりです。

一步一步進めば必ずゴールに着けると確信しております。

(第一印象は体育会系とお見受けしましたが、お話をしていると温厚で優しい署長でいらっしゃいました。今回はインタビューアールの方が喋り過ぎでした。 五十嵐 記)



# Interview

磯部 修一 新副署長インタビュー

## ×「日々努力、メリハリを大切に」

蝶名林守新署長のインタビューと同時に磯部修一副署長のインタビューをさせて頂きました。

**Q**ご着任から3か月、本郷地域の印象はいかがですか？

**副署長**：歴史ある街で、神社仏閣が大変多く、是非ゆっくりと見て廻りたいと思います。この地で勤務できることに大変感謝しております。

**Q**前任地でのお仕事は？

**副署長**：国税庁で長官官房東京派遣監察官補をしていました。具体的には職員の非行未然防止、及び事件対応が主な仕事です。その前は浅草署で総務課長をしていました。

**Q**ご出身地は？

**副署長**：北海道紋別市の出身です。漁業が盛んなところで、子供の頃はトラックに積みきれず落ちた魚を貰ったりしていました。

**Q**税務の仕事に携われるようになったきっかけは？

**副署長**：周りに公務員を目指す人が多く、消防に行きたかったのですが親と相談した結果税務署を選択しました。

**Q**ご家族は？

**副署長**：妻と4才の男の子がいます。

**Q**ご趣味は？

**副署長**：子供がまだ小さいので子供と遊ぶのが趣味です。

**Q**お好きな食べ物、お酒は？

**副署長**：オホーツク出身なのでやはり魚系が好きです。お酒は、嗜む程度ですが、やはり日本酒が多くなります。



本郷税務署  
磯部 修一 新副署長

**Q**本郷法人会に希望される事は？

**副署長**：会員の皆様方の税務行政に関して深いご理解と多大なる協力を賜っており感謝申し上げます。特に租税教室に力を入れて活動をされているようですが、署としても出来る限りの支援をして行きたいと思っております。

**Q**座右の銘など御座いましたらお聞かせください。

**副署長**：「日々努力とメリハリ」です。

(時代劇の俳優さんのような、皆に愛されるお代官様のような印象の副署長でした。

五十嵐 記) 撮影 鶴野

### 蝶名林署長 略歴

平成20年7月	国税庁	課税部 法人課税課	監理第一係長
平成21年7月	国税庁	長官官房人事課	任用係長
平成23年7月	国税庁	長官官房人事課	人事専門官
平成26年7月	国税庁	長官官房人事課	課長補佐
平成29年7月	彦根署	署長	

現在に至る

### 磯部副署長 略歴

平成23年7月	東京国税局	課税第一部 個人課税課	主査
平成26年7月	中野署	個人課税第一部門	統括官
平成27年7月	東京国税局	課税第一部 個人課税課	課長補佐
平成28年7月	浅草署	総務課長	
平成29年7月	国税庁	長官官房 東京派遣監察官補	

現在に至る



左より五十嵐副会長、磯部副署長、鶴野委員、蝶名林署長、松下委員長、森田副委員長の各氏

## 大法人について e-Tax が義務化されます！！

平成 30 年の税制改正において「電子情報処理組織による申告の特例」（以下「e-Tax 義務化」といいます。）が創設されたことに伴い、一定の法人の方々の申告方法が e-Tax に限定されます。

また、e-Tax 義務化とともに、申告データを円滑に電子提出できるように環境整備を進めることとされており、こうした施策を順次実施していくこととしております。

### 《 e-Tax 義務化の概要 》

#### <対象税目>

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税

（注）地方税の法人住民税及び事業税についても電子申告が義務化されます。

#### <e-Tax 義務化の対象となる帳票等>

申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全て

#### <対象法人>

- ① 内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額等 1 億円を超える法人
  - ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社
- ※ 消費税及び地方消費税の場合は上記①、②の法人に加え、国・地方公共団体が対象

#### <対象手続>

確定申告書、中間（予定）申告書、修正申告書及び還付申告書

#### <施行期日>

平成 32 年（2020 年）4 月 1 日以後開始する事業年度（課税期間）について適用

※ 決算期変更などがなければ、平成 33 年（2021 年）3 月期から適用

### 《 申告データの円滑な電子提出のための主な環境整備施策 》

#### 提出情報等のスリム化

- 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化
- イメージデータ（PDF 形式）で送信された添付書類の紙原本の保存不要化

#### データ形式の柔軟化

- 法人税申告書別表（明細記載を要する部分）・財務諸表・勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化

#### 提出方法の拡充

- e-Tax の送信容量の拡大
- 添付書類の提出方法の拡充（光ディスク等による提出）

#### 提出先の一元化（ワンスオンリー化）

- 国・地方税当局間の情報連携を通じた財務諸表の提出先の一元化
- 連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化

#### 認証手続の簡便化

- 法人納税者の認証手続の簡便化

※ 各施策の適用開始時期は異なりますので、詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。

今回のe-Taxの義務化は大法人が対象となっておりますが、e-Taxには下記のようなメリットがございますので、未利用の皆様方におかれましては、ぜひ、ご利用のご検討をお願いいたします。

### e-Taxならこんなメリットがあります

1	税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの各種手続をすることができます。
2	申告書、申請書、添付書類をインターネットを利用して提出できるため、ペーパーレス化につながります。
3	書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。
4	納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。 (e-Tax : 370円 書面 : 400円)

詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。

e-Tax ホームページアドレス <http://www.e-tax.nta.go.jp>

## 都税事務所だより

metropolitan tax office message

# 便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続きは下表のとおりです。

法人事業税・都民税 地方法人特別税	事業所税 (23区内)	固定資産税(償却資産) (23区内)
<b>電子申告</b> 予定申告 中間申告 確定申告 均等割申告 修正申告 清算確定申告等	<b>電子申告</b> 納付申告 修正申告 免税点以下申告 事業所用家屋貸付等申告	<b>電子申告</b> 償却資産申告
<b>電子申請・届出</b> 法人設立・設置届出 異動届出 延長申請・届出 減免申請 連結承認届出等	<b>電子申請・届出</b> 事業所等新設・廃止 減免申請 みなし共同事業に関する明細等	
<b>電子納税</b> 本税 延滞金 加算金 見込納付(確定申告分のみ)	<b>電子納税</b> 本税 延滞金 加算金	



●eLTAXのご利用時間●

【各手続きの受付時間】 平日 8時30分～24時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

●利用手続についてのお問い合わせ●

【eLTAX ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

【eLTAX ヘルプデスク】 0570-081459（左記電話につながらない場合：03-5500-7010）  
平日 9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

☆☆☆ 11月は、『eLTAX全国一斉広報月間』です ☆☆☆



## 平成30年度会員増強大会及びチャリティー寄席を開催

—上野鈴本演芸場で174名が参加—

平成30年度会員増強大会及びチャリティー寄席が9月4日(火)、午後5時30分より上野鈴本演芸場で開催された。第1部会員増強大会では林一好厚生組織委員長が本年度の推進施策を説明、新規入会50社達成を目標に各支部・地区ごとの目標件数を掲げ全力で推進することを決議した。その後、本郷税務署 蝶名林守署長が日頃の税務行政に対する御礼を述べた後、大同生命保険(株) 玉谷茂樹営業推進部長並びにAIG損害保険(株) 秋山治彦法人会推進マネージャーがそれぞれ制度説明をした。

引き続き、第2部チャリティー寄席では、落語や漫才・紙切りなどが行われ楽しい一時を過ごした。



▲あいさつをする蝶名林署長



▲推進施策を説明する林委員長(左)と加藤会長



▲チャリティー募金をしてくださる参加者の皆さん

## 女性部会絵はがきコンクール選考会を実施

—応募数727枚—

女性部会(飯村早苗部会長)が10月3日(水)、午後1時30分より本郷税務署大会議室に於いて、第4回女性部会役員会に続き、絵はがきコンクール選考会を実施した。当日は管内の公立小学校5・6年生から応募をいただいた727枚の絵はがきより税務署長賞、文京区長賞、都税事務所長賞、法人会会長賞、女性部会長賞などを選考した。(作品は次号で掲載)



▲慎重に審査をする役員さん方



▲税を正しく理解しているかなあ?



▲727枚を1枚ずつ丁寧に審査

## 平成30年度法人税の基礎講座が開講

### —法人税申告書の作成を学ぶ—

法人税の基礎講座(研修シリーズ)が9月6日(木)、午後1時30分より本郷税務署大会議室に於いて開講した。この講座は全6回シリーズで講師は松尾調査官が務め、第1回目同族会社の判定や役員給与から始まり第6回目法人税・地方法人税の税額の計算、欠損金の繰越控除などを学ぶ全6回シリーズで毎回好評を得ている。



▲講師の松尾調査官が分かり易く解説

## 第3回源泉基礎講座が開講

### —報酬・料金等の源泉徴収事務を学ぶ—

第3回源泉基礎講座が9月12日(水)、午後2時より本郷税務署大会議室に於いて開催され、講師の源泉部門担当の大野上席調査官が資料を基に源泉徴収の対象となる報酬・料金等とは、また、支払者が負担する旅費など設問を交えながら分かり易く解説をした。

#### ■参加者からのコメント

無料なのに資料が充実していて分かり易いなどの意見が寄せられました。



▲講師を務める大野上席調査官

## 青年部会が部会員交流会を開催

### —部会員同士のネットワークを築く—

青年部会(塙英幸部会長)が9月20日(木)、午後6時より「いなか家」に於いて第6回役員会に続き、部会員交流会を開催した。部会員交流会は部会員同士の業種枠を超えたネットワークの構築や新たな事業展開など今後の企業活動発展に活かしていただくことを目的に毎年開催している。毎回、青年部会員1~3名が参加者に対し自己紹介をお願いしており、今回はENVIROME(株)の丸山智久氏が、自社の業務内容などについて話された。

また、終了後には名刺交換や意見交換会が行なわれた。



▲自社の業務内容などを話す丸山智久氏





# ゆしまの小林

(お茶の水 おりがみ会館)

小林一夫 さん

## 目の前で次々と折りあがる 花や動物たち

「折り紙はね、紙の端をそろえて折らなくても大丈夫。紙も正方形じゃなくていいんです。きちんとそろえることを求め過ぎると、小さな子どもや老人には難しくなっちゃうでしょう。ほら、これで十分きれいな花が出来上がるんですよ」。見学するお客さんと会話しながら、鮮やかな手さばきで次々と作品を折りあげていく小林一夫さん。手染め和紙と江戸千代紙を製造販売する「ゆしまの小林」の四代目主人というよりも、同社が運営する「おりがみ会館」の名物館長として有名だ。「紙の原料は木だから、折り紙はいわば指の森林浴。指先を使うのはボケ防止になるし、高齢者のリハビリにもいいんです」と話を続けながら、一時も休まず手を動かして花や鳥、動物などのさまざまな作品を生み出していくさまは、思わず見とれてしまうほどである。

「ゆしまの小林」は、江戸末期の安政5(1858)年、初代小林幸助によって現在地(湯島一丁目)で創業された。幸助は上野寛永寺の仕事などを手掛ける腕の立つ襦師、表具師だった。新たに和紙の加工技術を修得し



小林一夫さん 売り場にて  
小林さんの話と折り紙を目当てに次々と観光客や生徒らが訪れる。

た幸助は、小林染紙店を設立し、当時の湯島新花町に3階建ての工場を建設して染め紙業を開始した。ちなみに落語家の八代目桂文楽が17歳のころ、染め紙職人として工房で働いていたことがあると、自叙伝『芸談あべらかべっそん』に記されている。

折り紙を扱うようになったのは、明治18(1885)年ごろのこと。きっかけは文部省学用品課からの依頼だった。初代文部大臣・森有礼が、幼稚園の創始者であるドイツの教育学者フレーベルの教育要領を参考に、折り紙を教育に採用。製造を依頼された小林染紙店は、輸入した化学染料を使って和紙の折り紙を大量に生産した。その後昭和に入ると、玩具業界が折り紙をおもちゃとして販売するようになる。3~5寸角サイズの4~10枚セットを当時1銭ほどの低価格で売り出して人気となり、日本のみならず世界中に普及していった。

戦後まもなく、文部省選定・標準色準拠の24色入り折り紙が発売された。「ゆしまの小林」でも引き続き手染め和紙や千代紙などとともに折り紙を製造販売していたが、昭和47(1972)年、折り紙のさらなる普及と伝承を目的に「おりがみ会館」を建設。今では雑誌やテレビ等のもとより、海外の旅行ガイドブックなどでも紹介され、国内外のお客でにぎわう人気観光スポットとなっている。



3階の売り場



お茶の水 おりがみ会館 [文京区湯島1-7-14 TEL: 03-3811-4025(代)]  
6階建てのビルには、展示室、売り場、工房、教室がある。



## いつでも手軽に楽しめる折り紙は 創造力と情操を育む大切な文化

6階建ての「おりがみ会館」には、色とりどりの折り紙や和紙が並ぶ売り場や、とても紙でできているとは思えないきれいで楽しい作品が並ぶ展示室、教室などがある。また、4階の和紙の工房では、染めの作業工程を見学することもできる。なお、この「和紙染め」は、日本古来の伝承技術として、文京区の文化遺産とされている。

小林さんは、時間があるときには3階の売り場で、お客さんを相手に「名人芸」を披露してくれる。そんな小林さんだが、折り紙を始めたのは意外にも30代になってからだという。「もともとアウトドア派で勉強嫌いだったから、若い時は折り紙も好きじゃなかったんです。でも店を継いで折り紙を始めたら、朝から晩までいろいろな人に会って話ができるし、外国人のお客さんには喜んでもらえるし、楽しくなってね」と冗談まじりに笑う。以来、すっかり折り紙に魅



了された小林さんは、その普及活動のため、日本はもとより世界各国を飛び回り、教室や講演を行うようになった。また、平成17(2005)年には内閣府承認NPO法人「国際おりがみ協会」を立ち上げ、理事長としても活動している。

小林さんには、長年抱いてきた折り紙に対する持論がある。

「折り紙は、日本人が昔から創造の精神と情操を育ててきた大切な文化です。昔から伝わる『伝承作品』を自分が創作したように主張する人もいますが、折り紙は誰のものでもないし、教えるのにも資格などは要りません。いつでもどこでも、誰にでも手軽に楽しめるのが折り紙の魅力。私たちには次代を担う子どもたちに、この伝統文化を伝えていく責任があるんです」。



工房 和紙を染める作業を見学できる。

文京区史写真集  
「写真で綴る(文の京)歴史と文化のまち」  
(平成29年文京区発行)  
より転載



# 平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

## 軽減税率（8%）の対象品目

**飲食料品** 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。  
 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

**新聞** 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

## 《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



全ての事業者	飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
	飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方	仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
	免税事業者の方	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

## 免税事業者の方へ



〈平成30年7月〉国税庁

## 軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

- 【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
- 【専用ダイヤル】 0570-081-222
- 【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）

## 帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

### 《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）						
XX年	月	日	摘要	税区分	借方 (円)	
11	30		△△商事㈱ 11月分 日用品	10%	88,000	
11	30		△△商事㈱ 11月分 食料品	8%	43,200	
			②	①	③	④

### 《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
△△商事㈱		
平成XX年11月30日		
11月分 131,200円（税込み）		
日付	品名	金額
11/1	魚 雑	5,400円
11/1	牛肉 雑	10,800円
11/2	お肉A'-B'-	2,200円
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200

※は軽減税率対象品目

## 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。  
消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）  
【専用ダイヤル】 0570-030-456  
【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）  
上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。  
税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の「>その他のメニュー」をクリック

こちらをクリック

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから特設サイトへ



# 事務局だより

## 我社の一言 PR

- ☞ 会社名：CattleyArt 株式会社
- ☞ 代表者：長井 輝雄
- ☞ 所在地：東京都文京区西片 1-14-7
- ☞ TEL：070-4539-2018
- ☞ URL：http://cattleyart.com/welcome/

誰も見たことの無い花を咲かせてみませんか。種から育てたカトリアは、同じ交配でも個性があり、同じ花は咲きません。様々な色と形の花が咲くカトリアの鑑賞会を開催しますので、是非ともお問い合わせください。

## 11月号 編集後記

先日、小学生対象の税の絵はがきコンクールの選考会がありました。昨年の倍近い727枚の応募数と素敵な作品に喜びのビックリでした！税を自分事として捉える取組は、私の時代には無かったものです。青年部の基幹事業であります租税教室を通して、国の一員としての意識をより深めてほしいと願います。（山中 記）